

Title	「同一労働同一賃金」の原則と婦人労働問題
Sub Title	Woman labor and the principle of "Equal pay for equal work"
Author	黒川, 俊雄
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1955
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.48, No.10 (1955. 10) ,p.772(34)- 784(46)
JaLC DOI	10.14991/001.19551001-0034
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19551001-0034

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

「同一労働同一賃金」の原則と婦人労働問題

黒川俊雄

一九五四年十二月ワルシャワで開かれた世界労働組合連盟第七回総評議会はその一般決議のなかでこうのべている、

「婦人労働者の賃金引上げ。世界労働総評議会はこの目的のために『同一労働同一賃金』の原則の適用をめざし、すべての國で一大カンパニアをうちだす國際婦人労働者會議を組織することが必要だと考へる。この會議は労働組合全國中央諸組織の全面的な支持のもとに準備されなければならない。」

この決議はその後多くの國々に大きな反響をよびおこし、すでにイタリヤをはじめとするいくつかの國では國際婦人労働者會議のための準備がはじめられている。そして去る五月にモスクワで開かれた世界労働第二七回執行局會議は、一九五六年六月にこの會議を召集することを決定し、その議事日程の提案をおこなった。そして「婦人労働者のために、平等の権利、とくに『同一労働同一賃金』の原則をかちとるために、統一行動を發展させること」を各國の労働組

合全國中央組織とあらゆる労働組合組織によびかけた。

すでに世界労働は、一九四六年に「同一労働同一賃金」の原則に關する覺書を國際連合に提出した。そこで國際連合經濟社會理事會は、一九四八年三月その決議において、この覺書をILOに送付し検討せしめるとともに、婦人の地位に關する委員會にもこの覺書を送付した。この委員會は一九四九年ベルートで會議を開いたが、その會議でも、世界労働代表フランス労働總同盟(OGT)執行委員マリヤ・クウェットは、再び「同一労働同一賃金」に關する決議案を提出して、問題の緊急性を訴えた。その結果一九五〇年六月のILO第三三回總會においてこの問題がとりあげられ、一九五一年六月の第三四回總會でこの原則に關する條約(第一〇〇號)が、資本主義諸國のすべての使用者代表の反對と若干の政府代表の棄權にもかかわらず、採擇されたのである。このこと自體は、戦後の國際労働運動の發展した力によるものであるが、すべての使用者代表の反對に示されたように、どこの資本主義諸國でも、その後資本主義階級によつてこの原則の適用がさまざまに妨げられている。それゆゑILO加

盟國のうち同條約を批准した國は次の八カ國にすぎない。

ユーゴスラビヤ(一九五二年五月二一日批准)
ベルギー(一九五二年五月二一日批准)
メキシコ(一九五二年八月二三日批准)
フランス(一九五三年三月一〇日批准)
ドミニカ(一九五三年九月二二日批准)
オーストリア(一九五三年一〇月二九日批准)
フィリピン(一九五三年二月二九日批准)
キューバ(一九五四年一月一三日批准)

しかもこれらの國々も條約を批准しただけでその實施をおこなっており、わずかにフランスだけは、すでに第二次世界大戦中の反ファシズム闘争で大きな役割をはたした労働者階級と共産黨の力が戦後いちじるしく強まったので、共産黨の参加する政府によつて一九四六年七月三〇日命令が出され男女「同一労働同一賃金」の原則が實施されることになった。このため男女間の賃金差はいちじるしく減少せしめられ、フランス支配階級が共産黨を政府から追放した直前の一九四七年四月には男女間の賃金差は七九%まで減少した。けれどもその後アメリカに支持された反動攻勢はいよいよ強まり、フランスの資本家階級は、國際收支の逆調とフランス商品の割高を強調して、男女「同一労働同一賃金」の原則の適用にますます強く反對をはじめている。たとえば、ルーベ商業會議所(Chambre de Commerce de Roubaix)は、一九五四年九月三日の例會における決議のなかで、フランスだけがさきのILOの條約を實行しているために貿易業者が不公平な負擔を荷つていと泣言をのべてい

る。

一方、フランス以外の國々における資本家階級のこの原則にたいする反對はきわめて強く、イギリス労働黨も、一九四五年の選挙で「同一労働同一賃金」の原則を實施することを保證して政權に就いたが、一九四七年六月大蔵大臣ドールトンは、下院でこの原則を承認しながら「政府はこの原則を現在適用することはできないというはつきりした意見をもつて」と演説し、労働黨幹部が七億ポンドの軍事費を支出してもよいと考へているのに、男女間の賃金差をなくすためには三、五〇〇萬ポンドの經費が必要だという理由で、この原則を適用しないことを表明した。その後労働組合會議で總評議會と労働黨の反對をおしきつて「同一労働同一賃金」を要求する決議が通過し、政府もやむをえずこの原則をみとめたが、實際にこれを適用しようとはしなかつたし、保守黨政府になつてからはなおさらである。また、一九五三年二月のILO纖維産業委員會で使用者代表がさきの條約に再び反對し國際經營者連盟發行の「インフォメーション・ブレットイン」(Information Bulletin)にベルギー纖維産業經營者連盟理事長J・レメケルスの男女「同一労働同一賃金」原則反對論が掲載されたことなどによつても知られるように、各國の資本家階級のこの原則にたいする反對は日に日に強まっている。そしてフランス労働總同盟書記長ブノア・フラッシュンが、さきの世界労働總評議會の席上で指摘したように、資本主義諸國と植民地從屬諸國において、戦争政策が強化されるにしたがい、婦人労働者がとくに搾取をうけるようになり、現在では、婦人と男子とのあいだの賃金差や差別待遇が非常に問題にされるようになつ

「同一労働同一賃金」の原則と婦人労働問題

たことは、あらそいがたい事實である。

このようなときに、世界勢連があらためて「同一労働同一賃金」の原則の適用をめざして国際婦人労働者會議を召集しようとしていることは、大きな意義をもっている。そこで私はこの原則について婦人労働問題との関連で若干の理論的考察を試みようと思う。

(註一) World Trade Union Movement, February 1955.

No. 2; Supplement: Documents adopted by the 7th

Session of the General Council of the W. F. T. U.

(註二) World Trade Union Movement, July 1955.

(註三) 労働省労働統計調査部「戦後における世界の賃金問題」上、一二三頁。

二

「同一労働同一賃金」の原則は資本主義のもとで発展した「近代的」能率給や職階制において具體化発展してきているとみる見解があるが、歴史的にも理論的にもこの原則は労働者階級の要求であつて資本家階級の要求ではない。

封建制度のもとにおける中世の都市手工業では、その初期には、職人が妻や娘をその下働きとして仕事に従事させていただけでなく、女だけの仕事とされていた職業もあつて「婦人もまた親方の資格を得て職人や徒弟を傭い入れることを許されていた」。そしてこのように婦人が社会的に必要な産業に参加していたかぎり、男と對等の権利をもつて都市の政治に參與した女職人も少くはなかつた。しかし大多数の女職人は、ギルドの組合員として彼女の夫や兄弟た

ちと同等の権利をあたえられていたわけではなかつた。というのは、この當時における婦人はやはり私的な家事労働を負わされていたために、たいいていの女職人が補助的な仕事をしていたにすぎず、また徒弟修行をさせられたりしていたからである。しかも婦人が私的な家事労働を負わされるようになったのは、超歴史的な、自然的條件によるのではなくて、歴史的な経済的條件にもつづいている。

原始共同體制度のもとでは、妻たちにまかされた家計のきりまわしは、夫たちが食物を調達するのとまったく同じように、一つの社会的に必要な産業であつた。ところが家長制家族があらわれるとともに、そしてそれにもまして單婚家族があらわれるとともに、家計のきりまわしは、その社会的な性格を失つて、一つの私的勞務となつた。しかも單婚家族は、原始の自然發生的な共有財産にたいする私有財産の勝利にもつづいてあらわれたのであり、それは一人の男に私有された財産をこの男の子孫に相續させ、他の男の子孫には相續させまいとする欲望から、父親のうたがいない子を生むというはつきりした目的で、男の支配のうえにきずかれたものである。その上、封建時代に配偶者を決定したのはこのような男の支配を土臺とする家族の利害であり、個人のこのみではなかつた。

まさにこのような結果として中世の都市手工業における婦人も、夫や父親に私的勞務としての家事労働を負わされながら、補助的な仕事しかさせられず、徒弟修業もさせられていたのである。そしてやがて職人の増加によつて競争がはげしくなりギルドが高い手工業的熟練を要求するようになる、右のようなことが口實となつて、婦人はギルドから排除されるようになった。

ところが封建制度の内部に資本主義が芽ばえ、資本の原始的蓄積とブルジョア革命をとおして封建制度から資本主義への移行がおこなわれ、マニユファクチュアが發展してくると、「それがとらえるどの手工業においても、手工業經營がきびしく排除してたいわゆる不熟練労働者の階級を生みだす」ことになつた。このようなマニユファクチュアが私的な家事労働にしばりつけられていた婦人の不熟練労働に門戸を開放したことは當然であろう。こうしてマニユファクチュアはまず婦人を再び社会的産業に参加させたが、それは獨立した生産者としてではなく、資本家によつてとくに低い賃金でその労働を搾取され、資本家階級に從屬するプロレタリアとしてであつた。しかもこの段階では、自分の労働力を賣ることを餘儀なくされた婦人の存在は、まだ偶然的な現象であり、寡婦、孤兒、その他の身寄りのない婦人など、その数はきわめて少かつた。その上マニユファクチュアにおいては、熟練労働者のほうがまだ優勢で、不熟練労働者の数ははなはだしく限られており、資本家は、それぞれの作業を身體の成熟した度合や、力の程度などに合わせることによつて婦人や兒童を搾取することができるようになったといえ、それは慣習と男子労働者の反抗によつてさまざまにげられていた。

機械制大工業の段階になると、機械が筋力を不用にするかぎりでは、機械は、筋力のない労働者、あるいは身體は未成熟だが手足の一層しなやかな労働者を使用するための手段になつた。そこで資本家は、男子労働のかわりに婦人労働および兒童労働をつかうことがずつとたやすくなつたのである。たとえば、紡績にしても機械にしなくても、機械のそばでの仕事はおもにきれた糸をつなぐことであり、

「同一労働同一賃金」の原則と婦人労働問題

その他のことはすべて機械がやつてくれるようになった。こうした仕事には力はすこしもいらぬが、指さきがよほどしなやかでなければならぬ。従つて、それには男子が不必要であるばかりでなく、男子の手は筋肉や骨が比較的ふとく發達しているために、婦人や子供よりも不適當でさえある。このようなことから、機械の採用によつて、成年男子労働者は婦人や兒童によつてますます驅逐されていつた。しかも一般に資本主義が發展して技術が進歩すれば、複雑な機械をつかえる高度な熟練労働者にたいする需要が生まれるとともに、労働が單純となり不熟練労働者にたいする需要が増大してきた。それ故資本主義は、機械制大工業の段階に於て不熟練の婦人労働および兒童労働にますます廣い門戸を開放するようになったのである。

このような婦人の社会的産業への進出にたいして、イギリスのように、労働組合が専門的な熟練技能や職業によつて成年男子労働者を結集するギルド的な組織として成立した國々では、労働組合が婦人労働者の雇用に反對し、婦人の雇用に禁止する團體協約を資本家と結ぶようにさせた。このようなことは、労働者階級がまだ貧困の根本原因やそれをなくすための方策をみだしつあつた運動の初期においてはやむをえないことであつたが、明らかなギルド的反動であることも否定できなかつた。というのは、婦人の社会的産業への進出はいわば歴史的必然であつて、どんな力もこれをおしどめることができないからである。それは、機械技術が進歩すれば、資本家が婦人労働を一層たやすくつかうことができるようになるというばかりではない。

機械制大工業の段階になると、住民のプロレタリア化がすすんで

労働者階級の總數が増加する反面、資本蓄積によつて資本の有機的構成が高まるにつれて労働力にたいする需要が相對的に少くなる。だから労働者階級の一部は、資本蓄積が必要とするのにくらべて相對的に過剩となり、資本蓄積のための産業豫備軍として失業または半失業状態におかれてくる。このような條件のもとで資本家は、賃金を労働力の價值以下に引下げるのであり、労働力の價值が労働者とその家族の必要とする生活手段の價值によつてきまるかぎり、賃金が労働力の價值以下に引下げられれば、労働者の妻や娘も自分の労働力をどうしても賣らないわけにはいなくなつてくる。こうしてマニユファクチュアの段階とちがつて、労働力を賣ることを餘儀なくされる婦人の存在は、偶然的でなく必然的な現象となる。しかし資本主義が發展すれば、小ブルジョアも貧困化し没落するたために、自分の生計をたて、あるいは家族の収入をふやすことを餘儀なくされた小ブルジョアジーの娘や婦人たちが自分の労働力を賣るようになつてくる。そしてこのような婦人たちは、工業ばかりでなく、商業、銀行、保険業、官廳など、あらゆる部門で、男子にかわつて雇入れられるようになる。それは、一面では、これらの部門の事務労働者が、本來は熟練労働をおこなう賃金労働者中の高級部類に屬していたが、事務所内での分業の發達によつて労働が單純になるばかりでなく、仕事をすることそのことによつて熟練度をたやすくたかめられるようになつてくる^(註八)と未熟練の婦人労働者でも充分こと足りるようになるからである。しかもこうしてひとたび婦人の知的能力にたいする需要が足りだされると、それは、「讀み書き算盤、女の知識はそれで充分だ」という男の道德の公理をおしのけ

て、女の子にも、男の子と同じように、事務労働のための豫備教育をほどこすことが必要になつてくる。そこで、他面では、國民教育が普及してくると、事務労働者を、これまで除外されていた婦人も採用することができるようになる。

このように、資本主義はますます多くの婦人を社會的産業に参加させるのであり、それはまったく不可避的な傾向である。けれどもこの傾向にたいする反動は、婦人の「侵入」に脅威を感じている熟練男子労働者の側からたえずひきおこされている。たとえば、一八六四年第一インターナショナル結成のときにも、婦人の社會的産業への進出を制限する法律の制定を主張する小ブルジョアの右翼があつた。また、一八九八年ジュール・ゲードが指摘したように、レンヌ労働組合大會においては、職場を「生活の必要からやむをえない未婚婦人や未亡人」だけに制限することを希望する決議が満場一致で採擇された^(註九)。

だが重要なことは、婦人が社會的産業に参加するということは進歩的な傾向だということである。というのは、それは、どんなに苦痛をとまなうとはいへ、婦人解放の道を準備するからである。そしてゲードがいみじくも指摘したように、害悪は婦人労働そのものにあるのではなくて、婦人労働が男子労働と同じように、否、それ以上に搾取されているという事實にある。だからこそ第一インターナショナルは、マルクスの指示にしたがつて、婦人を社會的産業に参加させる近代産業の傾向が、「資本主義制度のもとでは畸形的な私たちをとる」とはいへ、「進歩的で健康な合法的傾向」であることを見とめ、婦人の労働と健康を保護する法律の廣汎な發展をこそ要

求したのである。すでに婦人労働者にたいする特別保護法は、婦人の肉體的特性から男子と同じように搾取されていることの害悪をやらわらげるものとして登場したが、害悪はさらに、婦人労働が男子労働以上に搾取されているという事實にある。そしてそれは何よりも、資本家が婦人を低賃金なるがゆえにすんで採用してきたという歴史的事實において示されていた。このことは、賃労働から閉め出されることがまさに「産業による死刑」にも等しい婦人労働者自身にとつては、あまりにも自明のことであつた。そして婦人が社會的産業に進出して男子と同じような仕事をするようになればなるほど、婦人の低賃金は目立つてきた。だからこそ害悪をいささかでもやわらげようとして男女「同一労働同一賃金」の要求がすでに十九世紀前半、散發的にはあるが労働組合によつて出されたのである^(註一〇)。しかもその要求は、ギルド的な労働組合から排除されて婦人だけでつくらざるをえなかつた労働組合によつてのみ出されているのではなくて、男子労働者もふくむ労働組合によつて出されている。これは、婦人が社會的産業に参加するという合法的な傾向から男子にとつて「厄介な競争者」としての婦人ではなく、「經濟的および政治的闘争の同志」としての婦人をみいだしたのが、ほかならぬ妻や子供がかせがねばならないほど賃金の低い男子労働者大衆であつたという事實にもとづいている。

その上男女「同一労働同一賃金」の要求そのものも、決して婦人労働者だけの要求ではなく、労働者階級全體の要求にほかならない。というのは、婦人労働は資本家階級が労働者階級全體にたいする搾取を強めることとなつていからである。それは、資本家階級が

婦人のおかれている特殊な条件を利用して、婦人労働者に男子よりも低い賃金を支拂い、ある労働部門では、婦人を男子よりもよく働かすことによつて、それだけ多くの超過利潤を搾取しようというだけではない。このようにして、男女労働者の賃金に差がつけられるならば、男女労働者が互に競争しあうことになるので、資本家はこの競争を利用して男子労働者の賃金値上げをひきとめることができらばかりでなく、賃金をひきさげることさえできる。それゆえ男女労働者が團結して男女間の賃金差をなくすことは、かれら相互間の競争をおさえて、資本家の搾取の強化を阻止するためにもどうしても必要なことである。このような論理的歸結を労働者階級の経験のなかからひき出して、「同一労働同一賃金」の原則をはじめてかかげたのは、第二インターナショナル結成の一八八九年七月パリ大會に集つた世界各国の労働者と社會主義者であつた。この大會における國際労働立法に關する決議の第十四條にはこう書いてある。

「同一労働にたいして男子にも女子にも同一の賃金と同一の労働の便宜を提供すること。」
その後男女「同一労働同一賃金」の原則は、ますます多くの労働組合によつてうちだされ、熟練労働者の労働組合によつても「男の仕事」への婦人の「侵入」をふせぐための手段として支持されるようになった。しかも熟練労働者の高級部類は、イギリスをはじめとする先進資本主義諸國では植民地から收奪された超過利潤の「おこぼれ」によつて労働貴族化したので、第二インターナショナルもかれらの日和見主義、改良主義に支配されてその革命的な性格を次第に失つていつた。こうして男女「同一労働同一賃金」の原則について

の改良主義的見解が生まれたのである。それは、熟練男子労働者が婦人の進出をふせぎきれないことがわかつてからは、この原則を、婦人の「侵入」をふせぐためではなく、男子の賃金低下をふせぐための手段とみるものであり、あくまで男の利益という立場から出發している。

もつともこのような見解にたいして、すべてを「男の利己心」に歸する女權擴張論者的見解を對決させるならば、かえつて男女間における賃金の差別待遇の本質から眼をそらさせることになるであろう。たとえ男の利益から出發しているにせよ、婦人の低賃金が男子の賃金をも引下げるといふ見解は、婦人労働が労働者階級全體にたいする搾取を強めることとなつていふ本質的事情の部分的反映である。それゆゑこのことを認識して、「同一労働同一賃金」の原則を男子の賃金低下をふせぐ手段とみる男子労働者とも、この原則をめざして統一行動をとるといふのが、眞に労働者階級の立場でなければならぬ。事實男女労働者のこの原則を要求する闘いは、婦人が重要産業部門に急激に進出した第一次世界大戦前後に中絶し、發展した。それゆゑ一九一九年に採擇されたILO憲章も第四十一條において「男子も女子も同一の價值ある労働に對しては同一の賃金をうけるべきである」といふ原則は、「特別さしせまつて重要である」と宣言するにいたつた。その後ILOは一九二八年にこの原則をはじめとてりあげて各國政府に注意をうながし、一九三七年、三九年にもこの原則の重大性を確認する決議を採擇した。

けれども男女「同一労働同一賃金」の原則を男子の賃金低下をふせぐ手段とみる改良主義的見解が内容上の限界をもつており、經濟

の軍事化と戦争の過程でこの原則を實質上否定し去る獨占資本の政策を合理化するようになったことを指摘しないわけにはいかない。

第一次世界大戦中ヨーロッパの資本主義諸國では、多數の男子が戰場に送られたかわりに、婦人がおびただしく戦時産業に動員されたが、資本家は婦人をとくに低い賃金で働かせたので、男子の賃金にたいする脅威が強く感ぜられ、男子の賃金をまもるために「同一労働同一賃金」の原則を必要とする改良主義的見解が力を得てきた。しかもそれは、「男の仕事」と「女の仕事」をはつきりわけた前者には高い賃金を、後者には低い賃金をきめるという方法を考へるようになった。シドニー・ウェップは、これを「産業上の男女分離」(Industrial segregation of the sexes)と呼び、そうしたばあいのことをごつていふ。

「婦人は男子の仕事には雇われない。なぜなら、雇主は男子と同じ高率で賃金を支拂わなければならないなら、男子労働のほうに有利だとみるからである。他方、普通の男子は女子の仕事をやろうとはしない。なぜなら、賃金は、ほかで得られるより低い率で支拂われ、それは、かれが全く自分を維持することができないからである。」

だがこのような見解は、婦人の職業分野が擴大する傾向を阻止して「女の仕事」を固定せよとする點では、婦人の「侵入」をふせぐという、従来の見解と共通性をもつていふ。しかもそれは、婦人の熟練技能がたかまつても、彼女たちをそれに適した仕事にはつかせないので、依然として熟練技能を要しない仕事におしこめる可能性を資本家にあたえていふ。また、「女の仕事」は「男の仕事」よりも必ず賃金が低いときめてかかることによつて、「女の仕事」が

熟練技能や力を必要とする點では「男の仕事」とほとんどかわりないばあいにもさらに低い賃金をきめさせる可能性にあたえ、婦人の低賃金を固定化することをみとめる結果になつていふ。事實第一次世界大戦後アメリカに發達したいわゆる職階制における職務評價も資本家が右のようなことをおこなう手段となつていふ。この點についてゴムバークはその著『職務評價に關する労働組合必携』(A Labor Union Manual on Job Evaluation)のなかでこうのべていふ。

『若干の産業においては、男子と女子の職務の間に、歴史的に賃金格差が存している。これは同一の職務について男子と女子が相異なる賃率をもらうという意味ではない。そういうことも間々ある。しかしもつとしばしばあるのは、ある一群の職務は「女子」の職務と考えられて、男子が占めていふそれに匹敵する程度の技能を必要とする類似の職務よりも、低い賃率を支拂われていることである。こういう職務に對しては、職務評價が導入されるべき、同一の評點が相異なる賃率にあたえられるために、賃率をきめるにたいして問題がおこることがある。過去においては、會社は一つの職務評價曲線に對して、二様の賃率曲線をあたえていた。』

ウェップはまた、「男の仕事」と「女の仕事」とをわけて、それぞれが一定の賃率をきめれば、あとは「男女が同一の工程のなかの、正に同一の作業において直接お互いに就職競争しあう少數のばあい」だけが問題となり、そのばあいに有效な労働組合運動がありうると考へる。だがそうなればかえつてこの「少數のばあい」に男女間の競争がはげしくなつて労働組合運動によつて同一労働同

「同一労働同一賃金」の原則と婦人労働問題

四一 (七七九)

一賃金の原則を適用させがたくなるであろう。なぜなら、現實においては、婦人が社會的産業に進出する傾向はやはりおさえようもなく、ますます多くの婦人が男子と同一の仕事につくようになり、資本家は、婦人を「女の仕事」なみの低い賃金で男子と同一の仕事につかせようとするからである。ただこの「少數のばあい」に「同一労働同一賃金」の原則が適用されたかのようにみえることがあるとすれば、それは、技術的にすすんだ工程において、資本家が労働管理の必要上男女について同一の個數賃率をきめるばあいである。しかし他の多くの工程においては、婦人をさらに低い賃率で搾取するばかりでなく、限られた範圍の工程において、女子の賃率をいくらか引上げるとしても、男子の賃率を引下げることによつて男女の賃率を同一にするのである。このようなことは、帝國主義とくに資本主義の全般的危機の段階において、いわゆる「近代的」能率給のもとで獨占資本が最大限利潤を確保するためにおこなうようになつており、とりわけ經濟軍事化と戦争の過程で、婦人を軍需産業における「男の仕事」に強制的に引入れる手段として廣汎におこなうようになつていふ。それゆゑ、たとえば、第一次世界大戦中の一九一六年四月イギリス慈善機關雜誌にのせられた「女工の訓練と保護」といふ一文にもべられていふように、男女の賃金を同一にすることが「必ずしも賃金の増加を意味しない」ようになされていふのである。^(註一三)しかし第二次世界大戦後の一九四八年に施行された改正ILO憲章の前文にも明らかなように、「同一労働同一賃金」の原則は賃金および労働条件の向上を目的としていふものであつて、右のようならばいは、むしろ「同一労働同一賃金」の原則をうちやぶるもの

といわなければならぬ。

この點ですでに第二次世界大戦前の一九二八年プロフィンテルン(赤色労働組合インターナショナル)が第四回大會の決議において「同一労働にたいする同一賃金。婦人の増大する労働能力及び技術の進歩に應じて全般的な賃金の引上げ。後れた産業部門、農業、家内工業における婦人労働者の最低賃金制の確立」を要求したことは、「同一労働同一賃金」の原則をまず明確に示したものであつた。

第二次世界大戦後世界労働がこの原則をめざしてどのように闘つてきたかについてはすでに冒頭に記したが、一九五三年に開かれた世界婦人大會の婦人の権利宣言が「同一労働同一賃金」の原則とともに、あらゆる婦人大衆の特殊要求をかかげ、この原則を要求する労働者階級の闘いが、廣泛な婦人運動と結びついており、さらには世界の平和・獨立・自由をまもる運動と結びついていることを示したことは、この原則をめざす闘いをまさに一歩前進させたものといふべきであらう。

(註一) August Bebel; Die Frau und der Sozialismus, Stuttgart 1922. S. 86. 加藤一夫譯「婦人論」八九頁。

(註二) Friedrich Engels; Der Ursprung der Familie, des Privateigentums und des Staats; Dietz Verlag, Berlin 1952, S. 78. 大月書店版マルクス・エンゲルス選集、第三卷下三三九頁。

(註三) Friedrich Engels; a.a.O. S. 76.

(註四) K. Marx; Das Kapital, Volktausgabe besorgt vom M. E. L. Institut, Bd. I S. 367. 青木文庫版第三分冊

五八三頁。

(註五) K. Marx; a.a.O. S. 386. 青木文庫版第三分冊六〇八頁。

(註六) K. Marx; a.a.O. S. 413. 青木文庫版六四三頁。

(註七) Friedrich Engels; Die Lage der Arbeitenden Klasse in England; Stuttgart 1892, S. 149. 大月書店版マルクス・エンゲルス選集補卷二一五頁。

(註八) K. Marx; Das Kapital, Bd. III S. 381. 青木文庫版第九分冊四二九—三〇頁。

(註九) ジェン・フレイトル編「新婦人論」一二五頁。

(註一〇) B. L. Hutchins; Women in Modern Industry, p. 83.

(註一一) Sidney and Beatrice Webb; Industrial Democracy, London 1920, p. 507. 高野岩三郎譯「産業民主制」六一三頁。

(註一二) 中央労働學園「職階制と團體交渉」一〇七一—八頁。

(註一三) 内務省地方局「戦時列國地方資料」第七輯二〇八頁。

III

最後に「同一労働同一賃金」の原則はどのような性格をもつたものであるかを理論的に明かにしてみよう。この點については、賃金が労働力の価格の轉化形態としての労働の価格という現象形態であるということから、個々の労働者の賃金が労働者の個人的労働支出

に比例して決定されるという労働の価格の法則が存在することを認め、「同一労働同一賃金の原則は、まさに労働の価格を支配する法則の一つであり、そのいみにおいて、明らかにブルジョア的原則であつた」とする見解がある。しかし「同一労働同一賃金」の原則は、資本主義のもとで、労働力の価格が労働の価格という現象形態をとることからきているかぎりでは、ブルジョア的原則であるが、労働の価格を支配する法則ではない。原則は客観的な法則と混同されてはならない。資本主義のもとでは、「同一労働同一賃金」の原則は、「平等」の権利というブルジョア的原則と同じように、實際と矛盾しており、それはほかならぬ労働の価格を支配する法則にもとづいている。というのは、労働の価格を支配する法則は、やはり、労働力の價值法則であり、それとは別に、個々の労働者の労働の價格を決定する法則などというものは存在しないからである。もちろん労働力の價值は労働者階級全體の平均として存在するのであるが、労働力の價值法則が作用するばあいには、資本家に對する労働者間の競争をとおして異つた種類の労働力の價值がそれぞれの労働者の労働の價格に格差を生ぜしめる。ところが熟練労働力と不熟練労働力のばあいのように、労働力の種類と労働の質の相違が一致するばあいもあるが、家族を養つている労働者の労働力とそうでない労働者の労働力、男子労働力と女子労働力、成熟労働力と未成熟労働力、などというばあいのように、労働力の種類と労働の質の相違が必ずしも一致しないばあが多い。その上、労働力の價值法則は、

剰餘價値の法則、資本蓄積の一般法則のもとで作用するかぎり、相對的過剰人口の壓力によつて労働の價格は労働力の價值以下に引

「同一労働同一賃金」の原則と婦人労働問題

下げられるのであるが、その壓力をうける度合は労働力の種類によつて異なる。それゆえ「同一労働同一賃金」の原則は實際と矛盾するのであつて、生産手段の私的資本主義的所有がなくなつて労働力の價值法則が效力を失い、生産手段の社會的所有のもとで労働における分配という新しい社會主義の法則がその進路をきりひらいてくるとともに、この原則はもはや實際とは矛盾しなくなるのである。このことは、「平等」というブルジョア的原則が社會主義(共產主義の第一段階)において實際ともはや矛盾することなしに實現されるということが、「ドイツ労働者黨綱領評註」のなかでマルクスによつて指摘されているのでもわかる。

さてそれでは「同一労働同一賃金」の原則を實際と對立せしめている男女間の賃金差は、労働力の價值法則の作用によつていかに生ぜしめられているのであらうか。すでにのべたように、労働力の價值は労働者とその家族に必要な生活手段の價值によつてきまる。それゆえ労働者の妻や娘もその労働力を賣るようになれば、労働力の價值は夫や妻や娘のそれに分割される。それゆえ労働力の價值は階級全體の平均としては家族に必要な生活手段の價值をより少くしかふくまなくなつてくる。もちろん資本主義の發展によつて増加する婦人労働者のなかには、子供や年老いた両親や、またときには、失業したり病氣したりしている夫をさえ扶養しなければならぬ者の數が増加してくるであらう。けれども家族を養わねばならぬ者の數は、資本主義のもとでは、後でべるような條件によつて、やはり、男子労働者のほうが婦人労働者よりは依然として多い。それゆえ、平均的には、男子よりも婦人

四三 (七八一)

の勞働力の價値のほうが低いことになる。そこで婦人が男子とますます同じ仕事に従事するようになって、資本家は婦人の賃金を男子のそれよりも一般に低く壓し下げ、婦人労働者相互の競争は、資本家をして家族を扶養する婦人労働者に割の悪い賃金を壓しつけることを可能ならしめる。

それでは家族を扶養する労働者の数が婦人より男子のほうが依然として多いというのはなぜであろうか。すでにのべたように、私有財産の維持と相續のために生じた一夫一婦制単婚家族と男の支配は、財産のない労働者の家族にはますます適用されなくなつてくる。とはいえ、そのなごりは根強く残つていて、ことに資本主義的な關係とならんで、資本主義以前の關係が遺物として残つていて、國では、労働者家族にも家長制が依然として支配している。このために婦人は家事労働にしばりつけられて夫のみじめな賃金で扶養されており、ときには、わずかに内職というかたちで家内労働に従事している。だがそのようなことが少いばかりでも、婦人が夫や父の被扶養者とならざるをえないのは、資本主義が私的的家計を社會的産業に轉化してしまふことができず、また、婦人がその肉體的特性から社會的任務として課されている分娩と子供の養育を社會によつて特別に配慮することができないためである。こうしたことはすべて生産手段が私的所有から社會的所有に轉化されるとともに實現され、妊娠中および乳兒哺乳中の婦人は個人ではなく社會が養ひ、子供の養育も煩瑣な家事も公共の仕事となつて、託兒所、幼稚園、子供の家や、共同炊事所、公營食堂、洗濯所、修理所などが計畫的に建設されるようになる。こうして婦人の社會的産業への参加とそ

の經濟的獨立が確固たる基礎の上におかれるのである。ところが生産手段の私的所有にもとづく資本主義のもとでは、家族が貧困化するために婦人が収入を得なければならなくなるが、婦人は私的な家事労働の義務をはたせば、社會的産業から閉め出されたままで一文もかせぐことができず、また、社會的産業に参加してひとりだちでかせぐと思えば、家事労働の義務をはたすことができない、という矛盾に悩まされつづける。もちろん資本主義も、婦人が家のなかでやつていた仕事を社會的産業としておこなうようになる。しかしそれは私的資本主義的に經營されるかぎり、たとえば、子供を託兒所にあずけたり、裁縫をやめて既製品でまにあわせたりすれば、婦人がかせぐようになったために収入は増加しても、家庭で何もかもやつていたときよりも支出が増大してくる。資本主義のもとでは實にこのような矛盾を通じてのみ私的的家計の社會的産業への「解消」がおこなわれるのである。

いずれにせよ、このような事情によつて婦人の社會的産業への進出が制限されており、依然として夫や父に扶養されている婦人が多く、家族を扶養する労働者は、婦人より男子のほうが多いのである。次に、男子労働力の價値と女子労働力の價値の相違を規定している要素としては、労働力の價値のなかにふくまれていた修業費がある。資本主義のもとでは、婦人がはじめから熟練技能を必要としな

べたように、資本主義は、婦人の知的能力にたいする需要から、事務労働のための豫備教育を婦人にもほどこすようになり、こうして教育の第一歩がふみ出されると、婦人が大學にはいることを禁止できなくなる。事實多くの資本主義諸國では、ブルジョア婦人運動の發展によつて、教育の機會均等が着々と實現され、ついに婦人にたいしても上級教育機關の門戸が制度的には解放されるまでになつて

いる。しかし多くの婦人大衆が、家族の貧困の上に、家事労働に束縛されているかぎり、實質的には教育の機會均等は實現されない。それゆゑ婦人労働者の多くはなお依然として職業的訓練の不足しているままに、ただ労働力の安いという理由で資本家に雇われており、婦人労働力の價値は平均的には、男子のそれよりもやはり低い。それゆゑ、婦人労働者相互の競争は婦人が男子と同じような熟練技能を要する仕事をしているばかりにも低い賃金を支拂ひ、同じ學歷の男子よりも賃金を低くし、とくに上級教育機關を卒業した婦人に割の悪い賃金をおしつけることを可能ならしめる。

また、労働力の價値をきめる生活手段の分量は、労働者の普通の欲望水準によつてきまるかぎり、婦人労働者の家庭が男の支配のなごりをとどめ、封建制の遺物や家長制を残しておればおほいほど、夫や父にくらべて質の悪い衣食住で生活させられるために、その婦人労働者の欲望水準は低くおさえられ、資本家はそれだけ低い賃金で雇うことができるようになる。

以上のような、男女労働力の價値の相違は、資本主義が發展するにつれて減少する。というのは、どんな制限があるにせよ、ますます多くの婦人が夫や父の被扶養者であることをやめてかせぎに出な

ければならなくなり、働くためには教育をうけなければならなくなり、さらには夫の支配にたいする「妻の反逆」が増大するからである。

けれどもその反面、婦人労働者は、相對的過剰人口の増大する壓力を男子よりもさらに強くうけて、賃金を労働力の價値以下にはな

はだしく引下げられるようになる。まず婦人労働力の供給は男子労働力よりも絕對的に多くはないとしても、相對的には急速に増大する。というのは、労働者階級が貧困化し、さらには小ブルジョアジーが貧困化し没落すれば、従來家庭にいたその妻や娘がますます多くの労働力を賣らざるをえなくなるからである。しかも娘は最初嫁入前の働きの口を求め、やがて結婚によつて家庭にはいり夫の被扶養者となつていたが、それも貧困化の強まりによつて不可能となり、結婚後も働きの口を求めざるをえなくなる者がたえず増加している。一方、婦人労働力の供給がこのように激増するのにたいして、需要も増大するといえ、きわめて強く制限されている。というのは一つには、資本家があらゆる口實をもうけて婦人に對し職業の門戸をとぎしているからである。たとえば資本家は何よりもまず、従來家事労働に束縛されていた婦人の職業的訓練の缺如を口實にして婦人の就きうる職業分野を限定している。だからこそ婦人の「教育をうける權利」というスローガンは「労働にたいする權利」というスローガンに轉化されざるをえなかつたのである。資本家は、また、婦人を家事労働から家庭外の賃労働へ奪い去つておきながら、この事實を認めることに反對し、「婦人の持場は家庭にある」との見地から、いつでも「家庭に

還れ」といつて婦人労働者を解雇する。そしてこのような見地は、ブルジョア社會が妻の公然または隠然たる家内奴隸制の上にきずかれています。單婚家族をその構成部分としてゐるかぎり、資本家の念頭を去らない。ヒットラーの三K (Kinder, Kirche, Kirche 子供、聖所、教會) 理論は、資本家のこのような政策を裏づけるものであり、しかも戦争準備の一部として婦人を兵士の妻と母の役目におとし、いれようと望む者を手助けするものであつた。

とにかく、このような結果として、自分の労働力を賣らざるをえない多くの婦人大衆は潜在的過剰人口と同じような失業状態におかれ、また、家内労働に従事する停滞的過剰人口として半失業状態におかれる。しかもさらに下層は浮浪者、賣春婦となるのであつて、まさに「婦人の賃労働の背後には賣淫という暗い影が立つてゐる」。

資本家は、このように相対的過剰人口のなかでたえず増大する婦人失業者および半失業者の壓力を利用して、婦人労働は家計補助的労働であるとか、産前産後の休暇で労働が中斷されるとか、その他いろいろの理由で、婦人の賃金を労働力の價值以下にとくべつ低く壓し下げる。こうして、資本家は、すでにのべたように、婦人労働力の價值が平均的に低いのであつて、とりわけ多くの剩餘價值を搾取するのであり、このことは、婦人が男子と同じような労働をおこないながら、その労働の價格が男子より低いという形態をとつてあらわれる。そこで婦人労働者の不満がよびおこされ、「同一労働同一賃金」の要求がうちだされるのである。

もつとも婦人がまだ、夫の「成功」によつて、あるいは結婚によつて、家庭に落着こうという幻想をいだいてゐるうちは、「同一労働同一賃金」の要求がうちだされるのである。

「同一賃金」の要求はそれほど發展せず、男女間の賃金差を婦人労働者が自らみとめてさへいる。しかし資本主義はこの幻想を容赦なくうちくだしていく。労働者家族は妻や娘が働かなければますます生計を維持しえなくなり、「同一労働同一賃金」の要求は、「婦人に職業の門戸を開放せよ」という要求とともに、貧困化する労働者階級の運命と密接に結びついたものとなつてくる。しかもこの「婦人に職業の門戸を開放せよ」という要求は、婦人の賃金を引下げる婦人失業者の壓力をやらねばならないとして、「同一労働同一賃金」の要求と意識的に結びつけられるのである。この點で、一九五四年七月の第二回國際金屬機械労働者會議において、G・アドウィッチが「同一労働同一賃金」の原則とともに、「働く權利、あらゆる職種の婦人への開放、婦人労働者としての資格の承認」を基本要求としてかかげたことは、注目されねばならない。(最後の部分は統計や資料にもとづいて具體的にのべるつもりであつたが紙数の關係で抽象的敘述におわつた。したがつて結論的部分は、日本獨自の問題とともに別の機會に發表する。)

〔未完〕

(註一) 舟橋尚道「労働の價格とその法則」(經濟評論、昭和二年八月號所載)

(註二) ア・コロンタイ「新婦人論」九九頁。

(註三) 「第二回國際金屬機械労働者會議議事録」五月書房版一三六頁。

西ドイツ中世における“Bauerntum”の形成

—Codex Laureshamensis を中心として—

宇尾野久

「寄進帳はカロリング時代の經濟史の最も重要な資料に屬する」⁽¹⁾と A. Dopsch は述べている。確かに寄進帳は賃子帳の内容を説明するものとして當面 C. L. にあらわれてくる直接農耕者の Stand の社會經濟的條件を究明するために不可欠のものと言わねばならない。

然し乍らその限界を見きわめずに絶對的な價值を認めようとすることは既に過去のものとなつてゐる。⁽²⁾

この間の事情に就いて Otto Brunner は次のように述べている。『領主制の古い歴史に對する主要資料である寄進帳と賃子帳は唯、ヘルンシャフトの所有を描寫するのみで、全體の否より小さな地方でさえも土地所有配分を描寫していない。加うるに夫等は初期及び高度中世においては殆んど聖界の文書から由來してゐる。然も大部分多くの個別的寄進によつてその所有を増大し、加うるに彼任權争以前には全く「ヘルンシャフト」ではなくて、就中その寄進者や

守護のヘルンシャフトに編入されていた聖界のグランドヘルンシャフトは、ここで當然誤つたビルドを呈示してゐる。然し後期においても俗界グランドヘルンシャフトの賃子帳はある場所の土地所有配分を確定するのに充分でない。このことは或る Behr の收入記述としての賃子帳の性格によるものである。……故に(中世または十三世紀末までの少い資料に限定されずに)十八及び十九世紀のずつと後の豊富な資料から出發し、此處から古い時代にもどる作業をせねばならない』と。勿論 A. Dopsch も亦賃子帳の限界に就いては最も良く熟知せる編修者であり「その本質上當時(十一十三世紀)の賃子帳は均齊なまた完全なその映像を與えない。當時の賃子帳は賃子で貸出された土地のみを記そうと慾し、尙自己經營にある土地に就いては何ものも含まない」と述べてゐる。

そのような制約にも不拘 C. L. の中で直接農耕者のどの程度の生産條件が知られ、また之等の農耕者の社會政治的 Stand はどのようなものとしてあらわれて來るであらうか?

屢々引證されるカール大王の御料地令の自由民の本來の社會經濟